

eラーニングを活用した自律的学び支援業務委託に係る企画提案募集要項
(公募型プロポーザル方式)

1. 趣旨

山梨県は、職員のすべての能力開発の基礎である自己啓発に自発的に取り組む職員の意欲を尊重し、その取り組みを促進するため、柔軟な思考力や判断力、新しい視点や考え方等、幅広い技能や知識の習得を目的とした自己啓発を推進することとしている。

本業務は、時間や場所にとらわれずに多様な知識等を効率的且つ効果的に学ぶことができる eラーニング学習環境を提供し、職員の自律的な学びの支援を行うことを目的として、企画提案を求めるものである。

2. 事業の概要

(1) 事業名

eラーニングを活用した自律的学び支援業務委託

(2) 事業内容

別紙「eラーニングを活用した自律的学び支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 予算上限額

金 9,900,000円 (消費税及び地方消費税を含む)

※ただし提供した ID 数の実績に応じた精算とする。

※この金額は、契約の予定額を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

(4) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

※なお講座の受講期間については、契約締結後速やかに受講開始するものとし、契約期間満了日までとする。

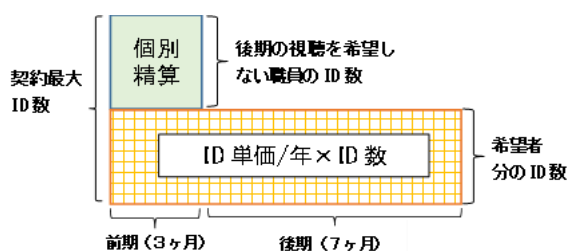
※受講期間は前期(受講開始日から令和6年9月30日まで)と後期(令和6年10月1日から令和7年3月31日まで)の二期制とし、前期は全職員(約3,800人)に対して一定の期間講座を視聴できる環境を提供(ID付け替え可)、後期は希望する職員のみ視聴できるよう環境を提供すること。

※後期の ID 数は、9月末までにアンケート調査を実施して指定する。

(5) 委託料の算定方法

- i) 契約可能な ID 数 (契約最大 ID 数 = 9,900,000 円 ÷ ID 単価 / 年) を契約
- ii) 前期から後期まで視聴を希望する職員の ID 数分は年額支払
ID 単価 / 年 × ID 数 (希望者)
- iii) 後期の視聴を希望しない職員の ID 数分は個別に精算
ID 単価 / 年 × ID 数 (個別精算) ÷ 10 月 (全体視聴期間*) × 3 月 (前期分)

<委託料の算定方法イメージ図>



(* 受講期間を 6 月～翌年 3 月までの 10 月で想定したもの。受講期間が 7 月～翌年 3 月までとなる場合、全体視聴期間は 9 月で積算となる。)

3. 参加資格

資格者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項 (一般競争入札の参加者の資格に関する規定) に該当しない者であること。
- (2) 国税及び県税の滞納がないこと。
- (3) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者 (更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。) でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 (5) 6 号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日以降に、国または地方公共団体その他の公共機関から競争入札における指名停止措置を受けていない者であること。
- (7) 過去 5 年間に類似の業務を実施した実績や専門の知識を有する者であること。
- (8) 法人の役員等 (非常勤の役員を含む。) に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

- ① 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人
又は営業を許可されていない未成年者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(9) 本件業務が実施できる体制が整えられていること。

4. 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類等

提出書類等	様式の有無	留意点	提出部数
① デモIDの発行（任意）	－	発注者が e ラーニング講座の閲覧や管理運用の把握ができるよう、デモIDを発行し、ログインできるURLやパスワード等の必要な情報を次のメールアドレスに送付すること（任意）。デモID発行に当たり、次のメールアドレスを登録する。 [kenshu@pref.yamanashi.lg.jp]	－
② 企画提案書の提出及び誓約	様式1	添付書類として、以下の書類をすべて添付すること。 ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書） ・印鑑証明書 ・役員名簿 ・国税・都道府県税の納税証明書 ※上記4点については、3ヶ月以内に取得した正本とする。	1部
③ 企画提案書	任意	仕様書及び企画提案書作成要領に基づき作成すること。	6部 ※PDF形式の電子データ（CD-ROM） 1部も併せ

			て提出すること。
④ 誓約書	様式2		1部
⑤ 法人の概要	任意	既存のパンフレットでも可	6部
⑥ 受託実績	任意		6部
⑦ 見積書	任意	・ID提供料、固定費等諸経費などの費目 毎の内訳添付（租税公課含む）	6部

(2)提出期限

令和6年4月25日（木）正午まで（必着）

(3)提出方法

郵送（配達記録が残るものとする）又は持参とする。

(4)提出先及び問い合わせ先

〒400-8587 山梨県甲府市蓬沢1-15-35 山梨県自治会館3階

山梨県職員研修所

電話：055-233-0626 FAX：055-233-0629

メールアドレス：kenshu@pref.yamanashi.lg.jp

5. 企画提案に係る質問及び回答

(1) 受付期間：公告の日から4月19日（金）午後3時まで

(2) 質問方法：次の URL にアクセスして表示されるフォームに入力して送信する。

<https://forms.office.com/r/zw3352499m>

(3) 回答

質問に対する回答は、令和6年4月23日（火）午後3時までに随時山梨県職員研修所のホームページ（<https://www.pref.yamanashi.jp/kenshu/index.html>）に掲載する。

(4) その他

- ・質問の内容は簡潔で分かりやすく記載すること。
- ・電話や口頭での質問には応じない。ただし、質問の内容に疑義が生じた場合は、質問者へメールで問い合わせるので、その場合は速やかに返信すること。
- ・本企画提案に関係のない質問や、本企画提案に公平性を保てない質問と判断した場合には、回答しないことがある。

6. 委託事業者選定方法等

選定はプロポーザル方式により、eラーニングを活用した自律的学び支援業務に関する企画提案審査会（以下「審査会」という。）によって次のとおり審査する。

(1) 審査項目

別紙「eラーニングを活用した自律的学び支援業務提案の評価基準」による。

(2) 審査

① 一次審査

プロポーザル参加者が5者を超える場合は、審査会が、企画提案書等による書面審査を実施し、上位に評価された5者によりプレゼンテーション審査（二次審査）を行う。ただし、参加者が4者以内の場合は、参加資格を有する全ての者によりプレゼンテーション審査（二次審査）を行う。

② 二次審査

評価基準における評価項目No. 3、4、5についてデモンストレーション及びプレゼンテーションを行うこと。

(3) 選定方法

二次審査により採点結果の合計点が最も高い者を本委託業務の契約候補者として選定する。

得点が同一の場合は、企画提案審査会において協議の上契約候補者を選定する。

なお、審査項目ごとの採点結果の合計が最も高くても、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、契約候補者として選定しないことがある。

(4) 二次審査日時・場所

実施日：令和6年5月15日（水）又は16日（木）又は17日（金）〔予定〕

場 所：山梨県防災新館303会議室〔予定〕

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内1-6-1

※ 詳細は、第一次審査で選定された企画提案者に別途連絡する。

(5) 選定結果

一次審査の結果は企画提案書の提案者全員に、また、二次審査の結果は一次審査を通過した企画提案者全員に書面にて通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(6) 契約手続き

- ・(3)により選定された提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上変更する場合もある）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続を行う。
- ・契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがない場合は、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。
- ・契約については、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。
- ・契約書案は、別紙「業務委託契約書（案）」を参照。

7. その他

- (1) 本企画提案に関する説明会は行わない。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、企画提案者の負担とする。また、この契約の締結に要する費用及び契約代金その他の金銭の送金並びに受領に伴う費用は、受託者の負担とする。
- (4) 契約保証金は免除する。
- (5) 提出された企画提案書が全て選定するに至らない場合、若しくは企画提案書の提出がなかった場合は、中止又はその他の方法によることがある。
- (6) 応募資格を有しない者の企画提案書は受理しない。また、記載内容に不備がある企画提案書等、不適切と判断される企画提案書は受理しない場合がある。
- (7) 提出された書類等は返却しない。なお、当該書類等を、本企画提案以外の目的で、提出者に無断で使用しない。
- (8) 災害等、不測の事態が生じた場合は、本業務に関する手続きを延期することがある。
- (9) 契約候補者が、選定から契約締結の間に「3. 参加資格」に掲げた資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、当県は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (10) 著作権等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が法令に基づいて保護されている第三者の権利対象となっているものを使用した結果生じた責任は、企画提案者が負うものとする。
- (11) 本件公募手続きにより知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (12) 「3. 参加資格」の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、企画提案の参

加を認めない場合がある。

(13) この契約の成立及び効力その他の一切の事項については、日本国の法令に準拠するものとし、管轄裁判所は当県の所在地を管轄する裁判所とする。

8. 企画提案に係る日程（予定）

企画提案に係る日程については、次のとおりの日程を予定する。

4月 3日（水）	企画提案募集開始
4月19日（金）午後3時	質問受付期限
4月23日（火）午後3時	質問回答期限
4月25日（木）正午	企画提案書等提出期限
4月26日（金）～5月9日（木）	一次審査（書面審査）
5月10日（金）	一次審査（書面審査）結果通知
5月15日（水）、16日（木）又は17日（金）	二次審査（プレゼンテーション審査）
5月20日（月）	審査結果通知
5月20日（月）以降	委託契約締結